

## 教育目標

### 京都ノートルダム女子大学学則 抜粋

#### 第1章 目的及び自己点検・評価

##### (目的)

第1条 京都ノートルダム女子大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の規定に基づき、深く専門の学芸を教授研究するとともに、カトリック精神及び日本文化の優れた伝統を体し、教養高き女性を育成して我が国文化の推進に寄与することを目的とする。

2 本学は、その目的の実現のため、教育、研究活動を通じて社会との連携を深めるとともに、社会の発展に寄与するものとする。

##### (自己点検・評価)

第1条の2 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自己点検及び評価を実施し、その改善・充実に努める。

2 自己点検及び評価の実施体制並びに方法については、別に規程で定める。

#### 第2章 教育研究上の基本組織

##### (学部)

第2条 本学に国際言語文化学部及び現代人間学部を置く。

(1) 国際言語文化学部は、言語・歴史・文学・思想・芸術・倫理・宗教など、人々の生活形成の様式と内容の総体である「文化」という視点から、「人間」存在の意味やその営為のありさまを学際的に学び、文化の多様性を理解し、異文化に対する寛容な国際感覚を身につけ、幅広く社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

(2) 現代人間学部は、人間やその生活、社会、自然に対する総合的な理解に基づく実践的な能力を身につけた人材を養成するため、学際的な学びを深め、専門知識の向上に相乗効果を発揮させた総合的な教育研究を行うことを目的とする。

##### (学部等連係課程)

第2条の2 本学に大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）に定める学部等連係課程実施基本組織として、社会情報課程を置く。

(1) 社会情報課程は、社会における情報の意味とその働きを理解し、情報を科学的に取り扱うための基礎的な知識・技能と態度を身につけるとともに、自ら問いを立て、主体的に解決をめざせる能力を身につけることを目的とし、社会学、心理学、教育学など関連する人文・社会諸科学による学際的な教育研究を行う。

##### (学科)

第3条 国際言語文化学部には英語英文学科、国際日本文化学科の2学科を置き、現代人間学部には生活環境学科、心理学科及びこども教育学科の3学科を置く。

2 現代人間学部こども教育学科に保育士養成課程（指定保育士養成施設）を置き、保育士養成課程に関し必要な事項は、別に規程で定める。

# 京都ノートルダム女子大学大学院学則

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 京都ノートルダム女子大学大学院（以下「大学院」という。）は「徳と知」(Virtus et Scientia) で示されるカトリックの建学の精神に基づき、学部教育を基礎として、学術的な理論及び応用に関する教育研究を行う。

2 人間文化研究科においては、人間文化に対する深い理解を研究の背景とし、国際化・情報化の時代に求められる広い視野と高度の専門性を要する職業などに必要な実践的能力の涵養を目指し、地域及び国際社会の発展に寄与することを目的とする。

3 心理学研究科においては、科学的方法論に立脚した客観的学問としての心理学を学び、心の発達・教育及び心理臨床に関する広い視野をもった専門的知識や高度の専門性を要する職業などに必要な実践的技能を備えた人材を育成することを目的とする。

### (自己点検・評価)

第2条 大学院は前条の目的を達成するために定期的な自己点検・評価の実施をとおしてその教育・研究水準の不断の向上を図る。

2 自己点検・評価のための点検項目及び実施の方法等については、別に規程で定める。

### (組織)

第3条 大学院に次の研究科を置く。

人間文化研究科

心理学研究科

### (研究科の課程)

第4条 人間文化研究科に修士課程を置き、心理学研究科に博士課程を置く。

2 修士課程は広い視野に立って精深な学識を授け専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的とする。

3 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

4 博士課程は、これを前期課程及び後期課程に区分し、前期課程は修士課程として扱うものとする。

### (専攻)

第5条 研究科に次の専攻を置く。

(1) 人間文化研究科

応用英語専攻（修士課程）

人間文化専攻（修士課程）

(2) 心理学研究科

臨床心理学専攻（博士前期課程）

心理学専攻（博士後期課程）